

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和61年1月及び同年2月は17万円、同年3月は24万円、同年4月は17万円、同年5月から同年12月までは22万円、62年1月から63年3月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月1日から63年4月21日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、勤務先のA社から支給されていた給与と比べて低くなっている。

申立期間に係る標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、昭和61年2月は17万円、同年3月は24万円、同年4月は17万円、同年5月は22万円、62年1月、同年2月、同年5月、同年10月及び同年12月は24万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和61年1月については、同僚が「同社の給与は、毎月ほぼ同額の基本給と、月々変動する報奨金に分かれており、基本給は月末締め当月末払い、報奨金は翌月払いであった。」と証言していること、申立人の所持する同年2月の給与支払明細書により、申立人の基本給は20万円で、標準報酬月額17万円に基づく厚生年金保険料の控除が確認できること、及びオンライン記録の同年1月と同年2月の標準報酬月額が同額であることから、申立人は、当該期間において61年2月と同額(20万円)の基本給が支給され、同額(17万円)の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和 61 年 6 月から同年 12 月までは、申立人と同職種であった同僚は、その所持する給与支払明細書により、当該期間及びその前後の月において、給与から控除されている厚生年金保険料は、すべて同額であったことが確認できるところ、当該期間において、申立人の給与月額が大幅に変動したことをうかがわせる事情は確認できないことから、申立人は、当該期間において、直前月（61 年 5 月）と同額（22 万円）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月から同年 4 月まで、同年 6 月から同年 9 月まで、同年 11 月、及び 63 年 1 月から同年 3 月までは、申立人の所持する給与支払明細書により、当該期間の前後の月における厚生年金保険料の控除額がすべて同額であったことが確認できる上、当該期間において申立人の給与月額が大幅に変動したことをうかがわせる事情は確認できないことから、申立人は、当該期間において、その前後の月と同額（24 万円）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないと認められることから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を、昭和50年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体が申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月19日から51年4月1日まで

昭和50年3月19日にA農業協同組合（現在は、B農業協同組合）に正規職員として就職したが、51年3月までの1年間は農林漁業団体職員共済組合の組合員記録が無い期間であることが分かり、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C県農協役職員退職給与積立金管理組合の記録によると、申立人の退職金積立は、昭和50年3月から開始されていることが確認できる。

また、申立人の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において、昭和50年3月の基本給は、日割分として2万800円が支給されていることが確認できるところ、当該金額は、同年4月分の給与支給額から確認できる申立人の基本給月額（5万2,000円）を、25日で除して算出した基本給日額（2,080円）に、同年3月19日から同年3月31日までの期間のうち、日曜日及び祝日を除いた日数（10日）を乗じた金額と一致する。

さらに、上述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において、申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合掛金を給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、農林漁業団体

職員共済組合の組合員として、A農業協同組合に継続して勤務し、農林漁業団体により掛金を給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の共済組合掛金控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、農林漁業団体は、掛金を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該掛金を徴収する権利が時効により消滅する前に、農林漁業団体が、申立てどおりの組合員資格取得日に係る届出を農林漁業団体職員共済組合に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体が申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年4月1日まで

ねんきん特別便が送付されてきて、A農業協同組合（現在は、B農業協同組合）の農林共済組合員期間に空白期間があることが判明した。

私は、昭和47年4月1日からA農業協同組合に正規職員として勤務しているので、申立期間の記録が無いことには納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びC県農業協同組合健康保険組合の記録により、申立人は、A農業協同組合に、昭和47年4月1日から継続して勤務していることが確認できる。

また、C県農協役職員退職給与積立金管理組合の記録によると、申立人の退職金積立は、入組月と認められる昭和47年4月から開始されていることが確認できる。A農業協同組合の後継組合であるB農業協同組合の人事部長は、「正規職員でなければ、退職金の積立はしない。正規職員であれば共済組合に加入するので、当然に掛金を給与から控除していたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合の組合員として、掛金を農林漁業団体により給与から控除さ

れていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、雇用保険の資格取得時賃金月額及び同僚の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、農林漁業団体は、掛金を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該掛金を徴収する権利が時効により消滅する前に、農林漁業団体が、申立てどおりの組合員資格の取得日に係る届出を農林漁業団体職員共済組合に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に、資格喪失日に係る記録を48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年4月1日まで

昭和47年4月1日に、A農業協同組合（現在は、B農業協同組合）に就職し、48年3月末で退職したが、この1年間の農林漁業団体職員共済組合の組合員記録が無いことが分かった。

この間は、正規職員で、共済掛金も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、昭和47年4月1日に資格取得していることが確認できる。

また、申立期間当時の上司及び複数の同僚は、「申立人は、昭和47年4月に、正規職員として新卒で入組した。結婚のため、48年3月末まで勤務して退職した。」旨を証言しているところ、申立人の婚姻届出日は同年4月*日であることが確認できる。

さらに、A農業協同組合の後継組合であるB農業協同組合の人事部長は、「正規職員は共済組合に加入させ、当然に掛金を給与から控除していたはずである。」と証言している。

加えて、A農業協同組合においては、申立期間前後の期間において、給与から農林漁業団体職員共済組合掛金を控除されていた者について、当該農業協同

組合の事務手続の誤りにより、同共済組合員の資格取得に係る届出が遅延していた事例が複数確認できることから、当時、当該農業協同組合においては、共済組合員の資格取得に係る事務手続が適正に行われていなかった事情がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る農林漁業団体職員共済組合の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、雇用保険の資格取得時賃金月額及び同僚の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、農林漁業団体は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、農林漁業団体から申立人に係る共済組合員資格の取得届が提出された場合には、その後共済組合員資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても農林漁業団体職員共済組合が当該届出を記録していない。

これは通常の事務処理では考え難いことから、農林漁業団体から当該共済組合へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、農林漁業団体職員共済組合は、申立人に係る昭和47年4月1日から48年4月1日までの期間に係る掛金について納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を、昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体が申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年4月1日まで

昭和47年4月1日にA農業協同組合（現在は、B農業協同組合）に正規職員として就職したが、48年3月までの1年間は農林漁業団体職員共済組合の組合員記録が無い期間であることが分かり、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、A農業協同組合に昭和47年4月1日から継続して勤務していることが確認できる。

また、C県農協役職員退職給与積立金管理組合の記録によると、申立人の退職金積立は、昭和47年4月から開始されていることが確認できる。A農業協同組合の後継組合であるB農業協同組合の人事部長は、「正規職員でなければ退職金の積立はしない。正規職員であれば共済組合に加入するので、当然に掛金を給与から控除していたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合の組合員として、農林漁業団体により掛金を給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、雇用保険の資格取得時賃金月額及び同僚の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、農林漁業団体は、掛金を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該掛金を徴収する権利が時効により消滅する前に、農林漁業団体が、申立てどおりの組合員資格取得日に係る届出を農林漁業団体職員共済組合に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の農林漁業団体職員共済組合に係る組合員記録は、資格取得日が昭和49年8月1日、資格喪失日が59年1月1日とされ、当該期間のうち、49年8月1日から51年4月1日までの期間は、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を49年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から51年4月1日まで
農林年金の記録によると、昭和49年8月から51年3月までの期間について、資格取得届出が遅延したため年金給付に結び付かない期間とされていることが分かった。

私は、A農業協同組合（現在は、B農業協同組合）に昭和49年8月1日から勤務し、勤務直後から保険料（長期共済掛金）が給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA農業協同組合における農林漁業団体職員共済組合の組合員資格取得日については、当該事業所から提出された「組合員資格新規取得届」（昭和53年5月10日付け）により、49年8月1日とされているものの、申立期間は、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならないとされている。

しかしながら、雇用保険の記録により、申立人は、A農業協同組合に昭和

49年8月1日から継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA農業協同組合に入組し、申立人と同様に、年金額の基礎とならない被保険者期間がある複数の同僚は、入組月から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されていたことが認められる。

さらに、C県農協役職員退職給与積立金管理組合の記録によると、当該同僚は、入組月から退職金の積立が開始されているところ、申立人の退職金積立についても、当該同僚と同様に、入組月と認められる昭和49年8月から開始されていることが確認できる。

加えて、A農業協同組合の後継組合であるB農業協同組合の人事部長は、「正規職員でなければ、退職金の積立はしない。正規職員であれば、共済組合に加入するので、当然に掛金を給与から控除していたはずである。」と証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、雇用保険の資格取得時賃金月額及び同僚の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行については、A農業協同組合は、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、掛金を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の組合員資格取得に係る届出を行っていることから、同共済組合は、申立人に係る昭和49年8月から51年3月までの掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を、昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体が申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年4月1日まで

昭和47年4月1日にA農業協同組合（現在は、B農業協同組合）に正規職員として就職したが、48年3月までの1年間は農林漁業団体職員共済組合の組合員記録が無い期間であることが分かり、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、A農業協同組合に昭和47年4月1日から継続して勤務していることが確認できる。

また、C県農協役職員退職給与積立金管理組合の記録によると、申立人の退職金積立は、昭和47年4月から開始されていることが確認できる。A農業協同組合の後継組合であるB農業協同組合の人事部長は、「正規職員でなければ退職金の積立はしない。正規職員であれば共済組合に加入するので、当然に掛金を給与から控除していたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合の組合員として、農林漁業団体により掛金を給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、雇用保険の資格取得時賃金月額及び同僚の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、農林漁業団体は、掛金を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該掛金を徴収する権利が時効により消滅する前に、農林漁業団体が、申立てどおりの組合員資格取得日に係る届出を農林漁業団体職員共済組合に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、昭和59年4月から同年7月までは19万円、60年12月から61年9月までは22万円、62年8月及び63年1月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月1日から57年7月1日まで
② 昭和57年8月1日から平成元年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間①と、B社に勤務していた申立期間②について、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低い額で記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際に支給されていた給与額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和59年4月から同年7月まで、60年12月から61年9月まで、62年1月、同年8月及び63年1月については、申立人の保管する給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において

確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和 59 年 4 月から同年 7 月までは 19 万円、61 年 1 月から同年 9 月までは 22 万円、62 年 8 月及び 63 年 1 月は 24 万円とし、給与明細書において確認できる総支給額から、60 年 12 月は 22 万円とすることが必要である。

なお、上記標準報酬月額記録の訂正を必要とする期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録による標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 57 年 8 月から 59 年 3 月まで、同年 8 月から 60 年 11 月まで、61 年 10 月から同年 12 月まで、62 年 2 月から同年 7 月まで、同年 9 月から同年 12 月まで、及び 63 年 2 月から平成元年 3 月までの期間については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額が、オンライン記録による標準報酬月額と一致することが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②のうち、昭和 62 年 1 月については、給与明細書において確認できる総支給額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録による標準報酬月額と一致することが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から9年2月まで
平成5年6月に結婚し、その翌月ごろに妻が私の国民年金の加入手続を行い、妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年7月ごろ、妻が私の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、市の国民年金被保険者名簿（電算記録）により、申立人の国民年金被保険者資格については、11年7月6日に、「もれ」という区分により、直近の厚生年金保険被保険者資格喪失日である10年10月31日にさかのぼって新規に取得していることが確認できる。

また、基礎年金番号制度は、平成9年1月から導入されており、付番方法については、付番対象者確認時においては年金制度に加入しておらず、8年12月以前に年金制度に加入していた者の場合は、その時点における最終加入制度の番号を基礎年金番号とすることとなっているところ、申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によると、3年3月に資格喪失した厚生年金保険の記号番号がそのまま基礎年金番号とされていることが確認できることから、申立人は、3年3月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同資格を再取得した9年3月までの間においては、国民年金の加入手続を行っていないことが推認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 17 年 9 月から 18 年 4 月までの期間について、国民年金被保険者資格取得（任意加入被保険者該当）届を提出していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月から 18 年 4 月まで
平成 17 年 10 月 3 日に A 村役場において国民年金の任意加入手続を行ったにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。
なお、申立期間の国民年金保険料については納付していないが、現在経済的に納付できるようになったので、納付したいと考えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 17 年 10 月 3 日に A 村役場において国民年金の任意加入手続を行った。」と主張しているが、同村に保存されている平成 17 年度に受け付けた国民年金加入届の中に申立人のものは存在しない。

また、申立人は、「申立期間については、任意加入したが、納付書は届かなかった。」としているが、平成 14 年 4 月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化され、納付書の作成・発行等の事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、申立期間について、国民年金に加入していながら納付書が発行されなかったとは考え難く、国民年金に加入していなかったことが考えられる。

さらに、申立人は、「経済的に困窮していたため、申立期間直前の平成 17 年 4 月から同年 8 月までの期間については、国民年金保険料の免除申請を行った。」としており、実際に同期間は申請免除となっているが、60 歳になるまでの直前 5 か月間を申請免除とした申立人が、60 歳以降の任意加入期間である申立期間について、国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間について国民年金に加入していたことを示す関連資料（日記、メモ等）は無く、ほかに申立期間の加入をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金被保険者資格取得（任意加入被保険者該当）届を提出していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、38年1月から同年3月までの期間、39年10月から40年3月までの期間、45年10月から48年2月までの期間、52年4月から同年12月までの期間、53年4月から54年4月までの期間、57年10月から58年12月までの期間、60年8月から同年9月までの期間、61年11月から同年12月までの期間及び平成8年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年1月から同年3月まで
③ 昭和39年10月から40年3月まで
④ 昭和45年10月から48年2月まで
⑤ 昭和52年4月から同年12月まで
⑥ 昭和53年4月から54年4月まで
⑦ 昭和57年10月から58年12月まで
⑧ 昭和60年8月から同年9月まで
⑨ 昭和61年11月から同年12月まで
⑩ 平成8年7月から同年9月まで

申立期間①から④までについては、一緒に納付していた元夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納得できない。

申立期間⑤及び⑥については、免除申請を行っていたが、後で追納したにもかかわらず、免除のままとされているのは納得できない。

申立期間⑦から⑩までについては、送られてきた納付書に現金を添えて、区役所又はその出張所で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについては、申立人は、「一緒に納付していた元夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納

得できない。」と主張しているところ、オンライン記録では、申立人の元夫の同期間の国民年金保険料は納付済みとなっているが、特殊台帳（マイクロフィルム）及びA区の「年度別納付状況リスト」により、同期間については申立人の元夫もその当時は未納であったことが確認できる。加えて、申立人の元夫は、「自分の未納期間分については、後でまとめて納付した。」としており、申立人の元夫は、別居後に特例納付を行ったために納付済みとなっているものと考えられるが、申立人に特例納付を行った記憶は無い。

申立期間⑤及び⑥については、納付免除期間について追納を行ったとの申立てであるところ、オンライン記録により、i) 申立期間⑤及び⑥を含む、昭和 52 年 1 月から 55 年 3 月までの期間について、免除申請が行われたこと、ii) 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から同年 7 月までの期間については追納申出された記録があるが、それ以外の期間については追納申出された記録が無いこと、iii) 追納申出されたのに追納されていない期間がある一方、追納申出されていないのに追納されている期間があり、両期間の保険料額が一致することが確認できることを考え合わせると、申立人は、追納申出を行った分の追納保険料についてはすべて納付したものの、申立期間⑤及び⑥については、追納申出を行わなかった又は時効後の追納のため他の免除期間（追納申出されていないのに追納されている期間）に充当されたことにより、免除のままとなっていることが考えられる。

申立期間⑧及び⑨については、それぞれ厚生年金保険の被保険者資格喪失直後の未納期間であるところ、オンライン記録により、昭和 62 年 12 月 22 日にそれぞれ国民年金の被保険者資格が追加されていることが確認できることから、両期間についてはそれぞれ厚生年金保険から国民年金への切替手続を申立人が行っていなかったことが確認できる上、62 年 12 月 22 日の時点において、申立期間⑧の保険料については、時効により納付することができない。

申立期間⑩については、オンライン記録により、申立人は、60 歳を過ぎた平成 8 年 2 月 2 日に国民年金の任意被保険者資格を取得し、同年 10 月 4 日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、同年 2 月から同年 6 月までの期間については付加保険料も納付していることが確認できるところ、申立人は、「任意加入をしても年金額が余り増えないと思ったのでやめた。ただし、付加保険料の納付はやめていない。」としているが、そもそも付加保険料の納付は国民年金の被保険者であることが前提であることから、任意加入をやめれば、付加保険料を納付することもできない。

また、申立期間は 10 回に及び、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで
昭和 50 年の秋ごろ、社会保険事務所（当時）から特例納付の納付書が送られてきたので、その納付書により、12、3 万円を市役所で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3 枚複写となっている納付書・領収証書の 1 枚目を所持していることから、申立人に対して、申立期間に係る特例納付の納付書が発行されたことは推認できるものの、実際に納付すれば手元に残るはずのない納付書・領収証書の 1 枚目を所持していることから、本納付書による納付は行われなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間については、申立人の妻も申立てを行っており、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われているところ、申立人の妻は現年度納付の申立て、申立人は特例納付の申立てであり、申立人夫婦は、国民年金保険料の納付は別々であったとしているが、市が保管する「国民年金資格調査及び加入届」により、昭和 50 年 10 月 24 日に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、特殊台帳（マイクロフィルム）により、同年 10 月 28 日に、同時点でさかのぼって納付することが可能な限度（特例納付を行った場合を除く。）である 48 年 7 月から 50 年 3 月までの保険料を夫婦一緒に過年度納付していることが確認できることを考え合わせると、「国民年金保険料の納付は夫婦別々であった。」との申立内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。